

中運自旅二第1472号

認 可 書

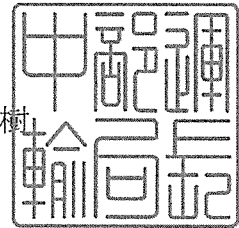
村井 至将 殿

令和7年11月5日付けで申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定は、別紙のとおり認可する。

令和7年12月15日

中部運輸局長

中 村 広 樹



一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の種類、額並びに
適用方法（ケア運賃）（名古屋地区）

1. 運賃の種類及び額

(1) 距離制運賃

車種区分	初 乗 運 賃	加 算 運 賃
特定大型車	最初の0.9キロメートルまで 580円	500メートルまでごとに 260円
大 型 車	最初の0.9キロメートルまで 530円	500メートルまでごとに 250円
普 通 車	最初の0.9キロメートルまで 490円	500メートルまでごとに 210円

(2) 時間制運賃

車種区分	運 賃	加 算 運 賃
特定大型車	30分までごとに 5,200円	15分まで 2,600円
大 型 車	30分までごとに 4,650円	15分まで 2,320円
普 通 車	30分までごとに 4,050円	15分まで 2,020円

(3) 運賃の割増

深夜早朝割増

（22時から翌朝5時まで）

2割増

(4) 運賃等の割引

障害者割引

1割引

2. 料金の種類及び額

迎車回送料金

1両ごとに

200円

3. 運賃及び料金の適用方法

(1) 車種区分は、次のとおりとする。

ア. 特定大型車

普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。

ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。

イ. 大 型 車

普通自動車のうち排気量2リットル（ハイブリッド自動車にあっては、2.5リットル。）
を超えるもので乗車定員6名以下のもの。

COPY

身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの。

ウ. 普通車

普通自動車のうち排気量2リットル（ハイブリッド自動車にあつては、2.5リットル。）以下のもの又は内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。

小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。

身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であつて乗車定員6名以下のもの。
軽自動車。

(2) 運賃の適用順位

運賃の適用順位は、原則として距離制運賃を適用し、これにより難しい場合は、特約により時間制運賃を適用するものとする。

(3) 距離制運賃

ア. 距離制運賃は、走行距離積算計により算出する。

イ. 距離制運賃は、旅客の乗車した地点から運送が終わった地点までの実車走行距離に応じて算定する。

(4) 時間制運賃

ア. 時間制運賃は、時間制によることを営業所等において特約した場合に適用する。

イ. 時間制運賃は、最寄りの営業所等を出発してから、旅客の運送を終了するまでに要した時間に応じて算定する。

ウ. 時間制運賃は、30分単位の運賃額により算出するものとする。ただし、加算部分において、30分のうち15分までに運送を終える場合については、15分単位の加算運賃額により加算するものとし、その際、15分未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

(5) 運賃の割増

ア. 運賃等の割増は、距離制運賃に適用する。

イ. 深夜早朝割増は、22時から翌朝5時までの間に始終する運送について、算出される距離制運賃の合計額に0.2を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額を加算するものとする。

(6) 運賃等の割引

ア. 運賃等の割引は、距離制運賃及び時間制運賃に適用する。

イ. 障害者割引は、次による。

(a) 障害者割引は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日、厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者を対象とし、当該身体障害者手帳又は療育手帳を提示したときに適用する。

(b) 運賃等の割引は、障害者自身が乗車した区間又は時間に適用する。

(c) 運賃等の額は、距離制運賃算出額又は時間制運賃算出額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額とする。

(7) 料金

ア. 料金は、距離制運賃による場合に適用する。

イ. 迎車回送料金は、旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する。

(8) その他

ア. 旅客の要請により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費については、旅客の負担とする。

イ. 道路事情、交通規制等客観的な事情による時又は他に適当な方法がないためやむを得

COPY

ず有料道路、自動車航送船を利用して往路若しくは復路が回送となる場合における当該利用の実費については、旅客の負担とする。

附 則

- (1) 普通自動車、小型自動車、軽自動車は、道路運送車両法施行規則第2条の定めによる。
- (2) 車種区分については、自動車検査証を基準とする。
- (3) ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。